

建築物等における県産材 利用推進に関する基本方針

平成15年11月18日
一部改正平成18年4月1日
一部改正平成23年10月12日
一部改正令和元年6月6日
最終改正令和4年1月7日
新潟県

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下、「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、公共建築物における木材の利用の目標、建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項等を定めるものである。

第1 趣 旨

1 県産材利用の必要性

本県は、豊富な森林資源に恵まれているものの、手入れ不足や放置される森林が増加していることから、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されている。また、県民の木造住宅への指向が高く、木材の潜在的な需要を抱えているものの、県産材の供給割合は低位にとどまっている。

このため、県産材の使用を促進することにより、二酸化炭素吸収源として地球温暖化防止へ貢献するなど、森林の有する公益的な機能の発揮や、再生産可能な木材を積極的に活用することによる循環型社会の構築など、脱炭素社会の実現への貢献や、県民の安全で快適な生活環境の確保を図るとともに、地域の林業・木材産業の健全な発展を図り、適正な森林整備を促進することが本県の重要な課題となっている。

2 建築物等での県産材利用の推進

木材は暖かさなど人に心地よい感じを与えると共に、調湿機能、衝撃吸収力、断熱効果、吸音効果、防虫・抗菌効果などを持っており、人の体と心の健康にやさしい資材である。

新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例（新潟県条例第59

号。平成 30 年 12 月 27 日施行) の趣旨に則り、県民が木の良さを体感し、また県産材利用の意義や重要性を理解できるよう、県自らが率先して、可能な限り公共建築物等での積極的な木材の利用の促進を図るとともに、民間建築物等で木材利用を促すことにより、県産材の需要創出を図る。

第 2 用語の定義

- 1 「建築物等」とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの(付帯施設・設備含む)及び建築物以外の施設・設備・構造物関係をいう。
- 2 「公共建築物等」とは、公の建築物及び建築物以外の施設・設備・構造物関係(広義の公共的な施設)をいう。
- 3 「民間建築物等」とは、国又は地方公共団体以外の者が整備する、住宅や事務所・店舗などの非住宅の建築物(付帯施設・設備含む)及び建築物以外の施設・設備・構造物関係をいい、公共建築物等を除く。
- 4 「公共土木工事」とは、公共発注土木工事をいう。
- 5 「木造化」とは、建築物の新築・増築または改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部または一部に木材を利用することをいう。
- 6 「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- 7 「県産材」とは、新潟県内の森林で生産された木材のことであり、エンジニアリングウッド(集成材、LVL、I 型ビーム)等特殊材を除いて製材加工についても県内で行われたものをいう。
- 8 「木質バイオマス」とは、木質系の再生可能な生物由来の有機性資源のことをいう。

第 3 推進方針

品質性能の明確な木材の安定供給を図るとともに、県民への普及効果が高い公共建築物等や、民間建築物等に、木材の積極的な使用を推進することにより、需要拡大を図る。

また、使用する木材について、県産材の利用が図られるよう取組を推進する。

1 県による推進

(1) 公共建築物の木造・木質化の推進

多数の県民が身近に接する公共建築物には、利用者が親しみを感じる環

境づくりが求められていることや、県民へのPR効果が高いことから、木造化を推進する。また、非木造施設も含めて、内装等の木質化を推進する。

(2) 公共土木工事における木材利用の推進

自然環境や生態系、景観への配慮が求められていることから、公共土木工事においては木材の使用を推進するとともに、新たな用途開発を推進する。

(3) 備品及び消耗品における木製品の導入

机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用を推進する。

(4) 木質バイオマス利用

木質資源の利用促進のため、炭化製品の利用や、チップ・ペレット化された木質バイオマスの利用を積極的に図る。

(5) その他の施策

設計者や加工技術者その他の人材の育成、工法等に関する研究及び技術の開発・普及、木材の供給体制の整備、建築コストや調達方法等に関する情報収集・分析・提供、建築物等を建築する者に対する設計等の情報提供や、法第15条に規定する建築物木材利用促進協定制度の周知などが総合的に図られるよう努める。

2 市町村や関係団体等に対する県の取組

(1) 市町村への要請

市町村が行う公共建築物等の整備について、国の定める基本方針や本方針の趣旨を踏まえて、積極的な県産材使用を要請する。

(2) 地方公共団体以外への要請

地方公共団体以外の者が行う建築物等の整備について、国の定める基本方針や本方針の趣旨を踏まえて、積極的な県産材使用を要請する。

(3) 県産材の適切な供給の確保

林業や木材製造業に関わる者が互いに連携し生産性の向上を図り、産地や合法性等の証明された木材・木製品の安定的な供給体制の整備に取り組むことを促進するため、必要な施策の推進を図るものとする。

(4) 県民への普及啓発

建築物等での木材の利用の促進に取り組むことを通じて、県民に対して木の良さの普及啓発に努め、県産材の利用の促進の意義について分かりやすく示すことにより、民間における県産材の需要拡大を図る。

第4 県が整備する公共建築物等における県産材利用の目標

1 公共建築物における県産材の利用

県が新築・増築・改築する公共建築物においては、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、原則として県産材による木造化を図る。また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては県産材による木造化を図るよう努める。

また、高層・低層に関わらず、直接又は間接的に県民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、県産材による木質化に努める。

2 公共土木工事における県産材の利用

公共土木工事においては、景観・周辺等との調和などの面から木材の使用が適当な場合、原則として県産材を活用する。

3 備品及び消耗品における県産材使用製品の導入

県が所管する公共建築物における備品及び消耗品の導入に当たって、可能なものについては県産材を使用した製品を導入する。

4 木質バイオマスの利用における県産材使用製品の活用

県が所管する公共建築物等における木質バイオマスの利用に当たって、可能なものについては県産材を使用した製品を活用する。

5 産地や合法性等の明らかな木材の利用

県産材をはじめとした木材の使用に当たっては、産地や合法性等が証明された木材の使用に努める。

6 県産材利用に取り組むべき範囲

上記1から5に「原則」として示す、県が取り組むべき木材利用の基準については、別途「県産材利用の取組方針」に定める。

第5 推進体制

1 県産材利用推進会議

- (1) 各部局の主管課長等を構成員とする「県産材利用推進会議」において、県産材の利用を全庁的に連携しながら進める。
- (2) 県産材の利用の促進を効果的に図るため、以下の事項について、別に定める「県産材利用の取組方針」にとりまとめる。

(ア) 県産材の利用の目標（指標）

県産材利用の目標（指標）を定めるとともに、木造化・内装等の木質化を図る公共建築物等の範囲や、利用の推進を図る木製の備品・消耗品の種類、木質バイオマス利用を図る範囲を明確にする。

(イ) 各部局における県産材の利用の方針

各部局の所管する公共建築物等に求められる機能や事務事業の性質等を勘案し、各部局が重点的に取り組む事項を明確にする。

(3) 建築物等における県産材利用を促進するため、各部局が連携して、建築や設計に関係する団体や、木材の活用が期待される団体に対し積極的な県産材利用の働きかけを行う。

(4) 本「基本方針」及び「取組方針」に基づく取組の状況について、毎年とりまとめる。

2 県産材利用地域機関連絡会議

各地域の関係機関の連絡会議において、県方針および各部局方針・目標について推進するための方策を検討する。

また、市町村に対し「県産材利用地域機関連絡会議」を通じて、市町村の区域内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針の作成や、建築物等での県産材の積極的な使用について要請する。